

平 19 福個答申第 3 号
平成 19 年 12 月 19 日

福岡市長 吉 田 宏 様
(東区保健福祉センター保護第 2 課)

福岡市個人情報保護審議会
会長 福 山 道 義

保有個人情報開示請求に係る一部開示決定処分に対する
異議申立てについて (答 申)

福岡市個人情報保護条例(平成 17 年福岡市条例第 103 号)第 49 条第 2 項の規定に基づき、平成 18 年 3 月 15 日付け福東保護第 822 号により諮問を受けました下記の異議申立てについて、別紙のとおり答申いたします。

記

諮問第 30 号

「開示請求者の生活保護開始時(昭和 62 年 1 月 19 日)から平成 17 年 12 月 19 日までのケース記録及び保護決定調書」の一部開示決定処分に対する異議申立て
(平成 18 年 2 月 20 日提起)

答 申

1 審議会の結論

「開示請求者の生活保護開始時（昭和 62 年 1 月 19 日）から平成 17 年 12 月 19 日までのケース記録及び保護決定調書」に記録された保有個人情報（以下「本件保有個人情報」という。）について、福岡市長（以下「実施機関」という。）が一部開示決定により非開示とした部分のうち、別表に示す部分については開示することが妥当である。

2 異議申立ての趣旨及び経過

(1) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、平成 18 年 1 月 24 日付けで実施機関が異議申立人に対して行った本件保有個人情報に係る一部開示決定処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての経過

① 平成 17 年 12 月 19 日、異議申立人は、実施機関に対し、福岡市個人情報保護条例（平成 17 年福岡市条例第 103 号。以下「条例」という。）第 18 条第 1 項の規定に基づき、本件保有個人情報の開示請求を行った。

② 平成 17 年 12 月 27 日、実施機関は、開示決定期間を延長し、その旨を異議申立人に通知した。

③ 平成 18 年 1 月 24 日、実施機関は、本件保有個人情報が条例第 20 条第 1 号、第 2 号、第 3 号及び第 6 号に該当するとして本件処分を行い、その旨を異議申立人に通知した。

④ 平成 18 年 2 月 20 日、異議申立人は、本件処分について、これを不服として実施機関に対して異議申立てを行った。

3 異議申立人及び実施機関の主張の要旨

(1) 異議申立人の主張

異議申立人は、異議申立書、反論意見書及び平成 18 年 12 月 20 日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

① 実施機関は、年月日以外の本件保有個人情報の殆どを、処遇方針上の理由として非開示としている。

現在は既に廃止になっている事項やケース記録の主題等さえ開示しないばかりか、異議申立人が報告した事柄等につき、当然開示できるだろうと思慮できる事柄さえ非開示としている。

② 実施機関が「本人の意欲や向上心を阻害し、自尊心を傷つけ、ひいては人格形成や自立助長に悪影響を及ぼす」として条例第 20 条第 1 号により非開示としている、評価、判定、診断、指導、相談、選考等に関する情報は、本件ケース記録にあてはまらない。なぜならば、異議申立人が開示を求めている情報の多くが過去の情報であり、また現在では開示されている事柄も含まれている。

特にケース分類等を開示しないことは、現下の開示されている実情に比較するとき、もはや過去の産物である。

③ 条例第 20 条第 2 号により非開示としている、医療機関、主治医、配偶者及び子どもに関する情報は、異議申立人が既に認知している情報である。特に、配偶者及び子どもについていえば、家族の絆が構築されており、今更過去の情報を開示しても何ら個人の権利利益に影響を与えず且つ侵害するところではない。また、今回の異議申立てにあたって、配偶者と子どもそれぞれが自身の個人情報についての開示同意書を提出している。

ただし、医療機関照会事項及び医療機関従事者が特定出来るような情報については、非開示を認知する。

④ 実施機関が非開示としている理由の 1 つとして「当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの云々」をあげているが、これは実施機関の裁量判断権の確保が真の目的であり、これを看過すると、全てはこの論法で処理できることになり、裁量権の逸脱にも繋がりがねない危険性を抱合している。

⑤ 本件保有個人情報の開示請求において、平成 14 年から平成 16 年までケース記録に 1 年 6 か月間の記録漏れがあることが判明した。その件について実施機関は弁明意見書には何も述べておらず、その問題を本件異議申立てとは別の問題であるという対応をしているが、その件についても審議して欲しい。

(2) 実施機関の主張

実施機関は、弁明意見書及び平成 18 年 12 月 20 日の当審議会不服申立て部会における口頭意見陳述において、次のように主張している。

① 本件処分において、条例第 20 条第 1 号、第 2 号、第 3 号、第 6 号により、開示することが適切でないと判断される情報については、非開示とした。ただし、条例第 20 条第 3 号に該当するとして非開示としていた部分について見直した結果、条例第 20 条第 6 号の非開示情報に該当するが、条例第 20 条第 3 号の非開示情報とは言えないとの結論に達したため、非開示事由から条例第 20 条第 3 号を削除する。

なお、異議申立人は、平成 11 年 10 月 27 日（同年 11 月 24 日付け一部開示決定処分）にも「開示請求者の生活保護開始時（昭和 62 年 1 月 19 日）から平成 11 年 10 月 27 日までのケース記録及び保護決定調書」に記録された保有個人情報の開示請求を行っており、その時開示した部分については、今回は非開示としないこととした。

② 条例第 20 条第 1 号該当による非開示部分について

生活保護制度は、世帯の生活状況、健康状態を的確に把握するために、各種調査を行い、担当者は、調査により収集した情報をもとに、異議申立人世帯に対する評価等を行い、これらに基づいて指導、処遇方針を策定するものであり、ケース記録の中には、これらの情報が含まれる。

これらの情報の中には、その内容を異議申立人が知ることによって、異議申立人の意欲・向上心を阻害し、自尊心を傷つけ、ひいては自立助長に悪影響を及ぼすことになる情報、担当者との信頼関係を損ない、今後の指導が事実上困難となったり、指導効果が期待できなくなる可能性がある情報が含まれるため、これらの情報に該当する部分を条例第 20 条第 1 号の非開示情報に該当するものと判断し、非開示とした。

③ 条例第 20 条第 2 号該当による非開示部分について

ケース記録の中には、異議申立人世帯の世帯員、扶養義務者、知人、近隣者、雇用主等に関する情報も含まれている。

これらの情報は、異議申立人以外の個人のプライバシーとして保護すべき情報であると考え、世帯員の情報についても、異議申立人が知ることが予定されていない情報については条例第 20 条第 2 号の非開示情報に該当するものと判断し、非開示とした。

④ 条例第 20 条第 6 号該当による非開示部分について

ケース記録の中には、実施機関が法人その他の団体に要請し、公にしないとの条件で任意に提供された情報、生活保護法第 23 条に基づく事務監査その他事務に関する記録が含まれている。

公にしないとの条件で任意に提供された情報については、相手方から必要な回答を得るためには調査の相手方との信頼関係を維持することが不可欠であり、これらの情報を開示して異議申立人が知ることになれば、実施機関に対する信頼が失われ、今後法人その他の団体から協力が得られなくなり、生活保護事務の遂行に支障が生じる。

また、生活保護法第 23 条に基づく事務監査その他事務に関する記録については、開示することによって、異議申立人が事務の内容を知ることになり、今後の異議申立人に対する指導援助に支障が生じる可能性がある。

よって、これらの情報に該当する部分については、条例第 20 条第 6 号の非開示情報に該当するものと判断し非開示とした。

4 審議会の判断

上記のような異議申立人及び実施機関の主張に対して、当審議会は次のとおり判断する。

(1) 本件保有個人情報について

① 生活保護制度は、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 1 条に規定されて

いるように、日本国憲法第 25 条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする社会保障制度である。

- ② ケース記録は、生活保護法に基づく事務の公正かつ適正な遂行を図るために、その基礎資料として被保護世帯毎に作成されるもので、被保護世帯の生活実態に関する情報及び福祉事務所の処遇方針、サービス内容等の保護の実施経過を具体的に記録したものである。
 - ③ 保護決定調書は、必要な生活保護費を決定する際の決裁文書であり、ケース分類、ケース番号・世帯主名、扶助額、起案年月日、決裁何事項等が記録されたものである。
 - ④ 本件において、異議申立人が開示請求をしているのは、東区保健福祉センター保護第 2 課が異議申立人に関して作成し、保有しているケース記録（以下「本件ケース記録」という。）及び保護決定調書に記録された個人情報であるが、実施機関は保護決定調書について全面開示しているので、本件ケース記録についての一部開示決定処分の妥当性についての検討を行う。
- (2) 本件保有個人情報の開示・非開示の決定について
- ① 保有個人情報の開示請求は、個人が、実施機関が保有する自己に関する情報の正確性や取扱いの適正性を確認するという自己情報コントロール権について保障した重要な制度であるから、条例で限定的に定められた非開示情報に該当しない限りは、開示する義務を負う原則開示の制度である。
 - ② 異議申立人は、本件処分の取消しを求めるとともに、非開示とされた情報のうち指定した箇所の情報のみの開示を求めるとして異議申立てを行っているが、行政不服申立ては、異議申立人が開示するよう指摘した部分の妥当性のみを判断するのではなく、処分全体の妥当性を判断するものであるから、本件処分において非開示とされた全ての情報について、開示・非開示の妥当性を検討する必要がある。
 - ③ 実施機関は、本件保有個人情報が条例第 20 条第 1 号、第 2 号及び第 6 号に該当するとして本件処分を行っていることから、当審議会は、本件保有個人情報の総てを精査した上で、異議申立人世帯への生活保護の実施状況等に応じて、各号の該当性を個別具体的に検討する。
- (3) 条例第 20 条第 1 号該当性について
- ① 第 1 号は、開示請求者に関する個人情報であって、開示することにより、当該開示請求者の生命、身体、健康、生活又は財産を害するおそれがある情報については、当該保有個人情報の全部又は一部の開示をしないことができると規

定している。

- ② 実施機関は、本件ケース記録の異議申立人に関する記録のうち、病名、病状、診療の要否、病状による稼働の可否等に係る情報、異議申立人世帯に対する処遇方針その他異議申立人の状況に対するケースワーカーの所見、評価、指導内容、指導方針等に関する情報を第1号に該当するとして、非開示としている。
- ③ しかしながら、病名、病状、診療の要否、病状による稼働の可否等に係る情報は、異議申立人に対する保護の決定、実施を的確に行うため、医療機関に対し任意の協力を求めて収集し、本件ケース記録に記録していたものであるから、当該内容を開示することによる今後の生活保護事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれについて検討すべきであり、条例第20条第6号該当性について、後段4(5)②ア、イにおいて判断する。
- ④ 異議申立人世帯に対する処遇方針その他異議申立人の状況に対するケースワーカーの所見、評価、指導内容、指導方針等に関する情報については、開示することにより、今後の生活保護事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれについて検討すべきであり、条例第20条第6号該当性について、後段4(5)②ウ、エ、オにおいて判断する。

(4) 条例第20条第2号該当性について

- ① 第2号は、開示請求者以外の個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの（以下「第三者情報」という。）については、開示請求者が知ることができ又は知ることが予定されている情報等第2号アからエに規定する一定の場合を除いて、非開示とする旨定めている。
- ② 実施機関は、本件ケース記録のうち、別居の親族、近隣住人、関係機関の担当者等異議申立人世帯以外の個人に関する情報及び異議申立人世帯の異議申立人以外の世帯員である配偶者や子ども（以下「配偶者等」という。）に関する情報を第三者情報に該当するとして非開示としている。
- ③ 実施機関が非開示とした別居の親族、近隣住人、関係機関の担当者等に関する情報は第三者情報に該当し、第2号アからエに該当しない限り、非開示とすることが妥当である。なお、実施機関が第三者情報にあたるとして非開示とした、実施機関の職員の氏名及び民生委員の氏名は、公務員等の職務遂行情報であり第2号エに該当するため開示することが妥当である。
- ④ 実施機関が非開示とした配偶者等に関する第三者情報は、配偶者等の病名、病状、診療の要否、病状による稼働の可否等に係る情報並びに異議申立人が同席していないケースワーカーと配偶者等との面談記録及び配偶者等の状況に対するケースワーカーの所見、評価、指導内容、指導方針等に関する情報である。

- ⑤ 異議申立人は、配偶者等からの異議申立人への個人情報の開示同意書を審議会へ提出しており、また、配偶者は当審議会不服申立て部会において、異議申立人に対する自身の個人情報の開示について同意の意思を示している。開示に同意している者の情報は、第2号イ「当該個人が開示することについて同意していると認められる情報」に該当し、原則として開示されなければならない。
- ⑥ 配偶者等の病名、病状、診療の要否、病状による稼働の可否等に係る情報については、4(3)③で述べたように、当該内容を開示することによる今後の生活保護事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれについて検討すべきであり、条例第20条第6号該当性について、後段4(5)②ア、イにおいて判断する。
- ⑦ 配偶者等に関する情報のうち、異議申立人が同席していないケースワーカーと配偶者等との面談記録及び配偶者等の状況に対するケースワーカーの所見、評価、指導内容、指導方針等に関する情報については、開示することにより、4(3)④で述べたように、今後の生活保護事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれについて検討すべきであり、条例第20条第6号該当性について、後段4(5)②ウ、エ、カにおいて判断する。

(5) 条例第20条第6号該当性について

- ① 第6号は、市の機関又は国等が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（以下「行政運営情報」という。）について、当該個人情報の全部又は一部の開示をしないことができると規定している。
- ② まず、実施機関が条例第20条第1号又は第2号に該当するとして、非開示とした情報について、前述の4(3)③④及び4(4)⑥⑦において指摘したとおり、第6号該当性について検討することとした部分について、次のように判断する。

ア 異議申立人及び配偶者等(以下「異議申立人等」という。)の病名、病状、診療の要否、病状による稼働の可否等に係る情報については、異議申立人世帯に対する保護の決定、実施を的確に行うため、医療機関に対し任意の協力を求めて収集し、本件ケース記録に記載しているものである。医療機関から提供された情報を開示した場合、異議申立人等と医療機関又は医療機関とケースワーカーの信頼関係を害し、当該医療機関から異議申立人等や他の被保護者の診断内容に関する率直な情報を提供されなくなり、異議申立人等や他の被保護者の保護の決定、実施を困難にするおそれを否定できないため、非開示とすることが妥当である。

イ しかしながら、医師により既に異議申立人等に告知されていることが確認できたもの及び同様の内容が他の医師から告知されていることの確認がとれたものについては、異議申立人に開示しても、前段4(5)②アで述べたような

支障を及ぼすとは言えないため、開示することが妥当である。

ウ 異議申立人世帯に対する処遇方針その他異議申立人等の状況に対するケースワーカーの所見、評価、指導内容、指導方針等に関する情報は、福祉事務所が保護を継続する上での方針やケースワーカーの異議申立人等に関する率直な評価、判定、所見等をありのままにケース記録に記載しているものであり、このような情報を開示した場合、継続的かつ適正な保護の決定、実施を困難にするおそれが否定できないことから、原則として非開示とすることが妥当である。

エ しかしながら、異議申立人等が生活保護を受ける中で、これまでケースワーカーから指導や説明がなされたことで既に知っている、又はケースワーカーの言動等から容易に推測することができる部分については、開示しても生活保護事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすとは言えず、開示することが妥当である。

オ また、異議申立人は、3(1)⑤で述べているように、平成14年から平成16年まで本件ケース記録に1年6ヶ月の記録漏れがあることを問題としているが、実施機関は、ケース記録が作成されていないことに言及している箇所について非開示としている。しかしながら、生活保護事務の公正かつ適正な遂行のためには、異議申立人にケース記録が作成されなかった事実について十分な説明を行うべきであり、当該箇所については開示することが妥当である。

カ なお、異議申立人が同席していない、配偶者とケースワーカーとの面談記録で、本件処分で非開示とされた会話の内容等の記録のうち、その記載内容から、開示すると誤解を招くおそれがあると思料されるものについては、今後の生活保護事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれが否定できないことから、非開示とすることが妥当である。

③ 次に、実施機関は、本件ケース記録に記載された生活保護法第23条に基づく事務監査、生活保護法第29条に基づく調査、第三者から任意に提供された情報その他事務に係る記載について、第6号に該当するとして非開示としていることから、その妥当性について検討する。

ア 生活保護事務にかかる事務監査は、生活保護法第23条に基づいて実施されるものであり、福祉事務所における生活保護法の施行事務につき、その適否を関係法令及び取扱指針等に照らして具体的かつ個別的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、生活保護行政がより適正かつ効率的に運営できるよう指導、援助することを目的としている。

イ 実施機関は、異議申立人世帯の生活保護実施状況についての事務監査を実施した事実までも非開示としているが、事務監査を実施した事実を開示した

だけでは、生活保護事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えないため、事務監査を実施した事実に関する記載は開示すべきである。また、事務監査の結果である指摘事項等についても、本件において指摘された内容は、異議申立人に開示しても、生活保護事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えないため、開示することが妥当である。

ウ 生活保護法第 29 条に基づく調査は、福祉事務所が要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入について行う調査のことであり、福祉事務所長は保護の決定又は実施のために必要があるときは、要保護者又はその扶養義務者の資産及び収入の状況につき、官公署に調査を嘱託し、又は銀行、信託会社、要保護者若しくはその扶養義務者の雇主その他の関係人に、報告を求めることができる」と規定している。

本件保有個人情報においては、税務担当課から被保護者の所得情報を一括して取得して被保護世帯の収入を把握する収入調査事業に係る情報と勤務先に対して異議申立人に支給した給与等の聴取を行った箇所がそれに当たる。

(ア) 収入調査事業について

実施機関は、収入調査事業を実施したという記載も含めて非開示としているが、調査の嘱託及び報告に相手方が応じることは法律上の正当な理由があり、税務担当課が収入調査に応じることは、当然に期待できると考えられる。したがって、異議申立人に収入調査事業を実施したという記載を開示しただけで、税務担当課が今後収入調査事業に応じなくなり、結果として被保護者の所得の把握が困難になる等、生活保護事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められないため、収入調査事業を行った事実に関する記載は開示すべきである。また、本件における収入調査事業により明らかとなった異議申立人世帯の収入の有無等の結果については、異議申立人に開示しても生活保護事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えないため、開示することが妥当である。

(イ) 勤務先に対する給与等の聴取について

実施機関は、勤務先に異議申立人に支給した給与の聴取を行い断られた事実について非開示としているが、勤務先が調査に協力しなかった事実が記載されているだけであり、異議申立人に開示しても、今後の情報収集が困難となり、生活保護事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは言えないため、開示することが妥当である。

エ なお、生活保護法第 29 条に基づく調査以外にも、生活保護を実施する上で様々な調査を行っているが、実施機関はこれらの記載の一部について非開示としている。しかしながら、これらの調査は生活保護事務を遂行する上で当然に実施されるべきものであって、実施機関が、異議申立人について、本件のような調査や情報収集を行った事実が分かったとしても、今後、生活保護事務の遂行上必要となる調査が困難になるおそれはないことから、調査を行

った事実に該当する部分については開示することが妥当である。

オ 一方、第三者から任意に提供された情報については、自主的に提供されたもの、あるいは実施機関が行った調査に答えて提供されたもののどちらであっても、一般的に異議申立人には知らせないことを前提とするものも含まれていると考えられることから、異議申立人に開示することにより、当該第三者との信頼関係を損なうことで、今後の情報収集が困難となり、生活保護事務の公正かつ適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられることができる。しかしながら、異議申立人が申請した生業扶助申請に対してその要件を確認するために専門学校へ授業料の支払い状況等を確認した内容等は、異議申立人に開示しても、そのような支障が生じるおそれはないことから、開示することが妥当である。

カ また、収入調査事業の結果明らかとなった収入と異議申立人が申告した収入の認定方法等の事務処理について、行政運営情報にあたるとして非開示としている部分があるが、生活保護事務の公正かつ適正な遂行のためには、被保護者に十分な説明を行うべきであり、開示することが妥当である。

以上により、実施機関が本件保有個人情報について行った本件処分について、「1 審議会の結論」のとおり判断する。

5 審議の経過

年 月 日	審 議 の 経 過
平成 18 年 3 月 15 日	実施機関から諮問
平成 18 年 4 月 17 日	実施機関から弁明意見書を受理
平成 18 年 5 月 15 日	異議申立人から反論意見書を受理
平成 18 年 10 月 18 日(第 70 回不服申立て部会)	概要説明及び審議
平成 18 年 12 月 20 日(第 71 回不服申立て部会)	実施機関及び異議申立人から意見聴取及び審議
平成 19 年 1 月 17 日(第 72 回不服申立て部会)	審議
平成 19 年 2 月 21 日(第 73 回不服申立て部会)	審議
平成 19 年 4 月 20 日(第 75 回不服申立て部会)	審議
平成 19 年 7 月 6 日(第 76 回不服申立て部会)	審議

平成 19 年 7 月 19 日 (第 77 回不服申立て部会)	審議
平成 19 年 8 月 24 日 (第 78 回不服申立て部会)	審議
平成 19 年 9 月 7 日 (第 79 回不服申立て部会)	審議
平成 19 年 10 月 31 日 (第 80 回不服申立て部会)	審議
平成 19 年 11 月 15 日 (第 81 回不服申立て部会)	審議

別表

ケース記録の日付	実施機関が非開示とした部分のうち、開示すべき部分	審議会の判断の記載箇所
開始時のケース記録	住居の状況の環境その他欄の記載	4 (3)④, 4 (5)②エ
	関係機関の意見欄の1行目	4 (4)③
	処遇方針欄のうち、3行目、5行目の1字目から5字目まで及び6行目の1字目から20字目まで	4 (3)④, 4 (5)②エ
S62. 5. 8	1行目の1字目から14字目まで及び4行目の18字目から6行目まで	4 (5)③ウ(イ)
S62. 10. 15	2行目	4 (5)③エ
S63. 4. 13	4行目の1字目から22字目まで、8行目の1字目から13字目まで及び11行目の1字目から18字目まで	4 (3)④, 4 (5)②エ
H1. 2. 21	1行目	4 (4)⑤
H1. 4. 24	4行目から7行目まで	4 (3)④, 4 (5)②エ
H2. 4. 1	3行目から4行目の25字目まで及び7行目	4 (3)④, 4 (5)②エ
H2. 9. 13	非開示部分	4 (5)③ア, イ
H3. 4. 10	2行目1字目から4字目まで	4 (3)③, 4 (5)②イ
H3. 4. 12	3行目から4行目まで、6行目の18字目から7行目の3字目まで及び8行目の1字目から23字目まで	4 (3)④, 4 (5)②エ
H4. 2. 24	非開示部分	4 (5)③エ, オ
平成4年度 処遇方針策定状況票	世帯の概要・緊急連絡先の備考欄の非開示部分	4 (3)③, 4 (5)②イ
	処遇方針欄の1行目から2行目及び4行目の1字目から21字目まで	4 (3)④, 4 (5)②エ
平成4年度変更 処遇方針策定状況票	問題点欄の非開示部分	4 (3)④, 4 (5)②エ
	新たな処遇方針欄の1行目の1字目から19字目まで	4 (3)④, 4 (5)②エ
H4. 10. 6	2ページ目の1行目から6行目まで	4 (3)③, ④ 4 (5)②イ, エ
	9行目、10行目の11字目から23字目まで、14行目から20行目まで	4 (4)⑤, ⑥, ⑦ 4 (5)②イ, エ
平成6年度 処遇方針策定状況票	世帯の概要・緊急連絡先欄の非開示部分	4 (3)③, 4 (4)⑥, 4 (5)②イ
	処遇方針欄の1行目及び2行目の1字目から8字目まで	4 (3)④, 4 (5)②エ
H6. 5. 23	非開示部分	4 (4)⑥, 4 (5)②イ
H7. 1. 31	4行目及び2ページ目の3行目	4 (3)③, 4 (4)⑥, 4 (5)②イ
H7. 2. 2	3行目	4 (3)③, 4 (5)②イ
平成7年度 処遇方針策定状況票	世帯の概要・緊急連絡先の備考欄の非開示部分	4 (3)③, 4 (4)⑥, 4 (5)②イ
平成8年度 処遇方針策定状況票	世帯の概要・緊急連絡先欄の非開示部分	4 (3)③, 4 (4)⑥, 4 (5)②イ, 4 (5)②エ
H8. 9. 3	1行目	4 (4)③

ケース記録の日付	実施機関が非開示とした部分のうち、開示すべき部分	審議会の判断の記載箇所
H9. 4. 18	2行目及び9行目から11行目まで	4(3)③, 4(4)⑥, 4(5)②イ
H9. 4. 21	2行目及び7行目	4(3)③, 4(4)⑥, 4(5)②イ
平成9年度 処遇方針策定状況票	世帯の概要・緊急連絡先の備考欄の非開示部分	4(3)③, 4(4)⑥, 4(5)②イ
H9. 8. 22	非開示部分	4(3)③, 4(5)②イ
記録事項 (H10. 6. 4)	2行目及び8行目	4(3)③, 4(4)⑥, 4(5)②イ
平成10年度 処遇方針策定状況票	世帯の概要・緊急連絡先の備考欄の非開示部分	4(3)③, 4(4)⑥, 4(5)②イ
記録事項 (H11. 4. 12)	3行目から5行目まで, 13行目から14行目まで及び19行目	4(3)③, 4(4)⑥, 4(5)②イ
平成11年度 処遇方針策定状況票	世帯の概要・緊急連絡先の備考欄の非開示部分	4(3)③, 4(4)⑥, 4(5)②イ
	問題点欄の2行目の18字目から27字目まで及び4行目の1字目から17字目まで	4(3)④, 4(5)②エ
平成12年度 処遇方針策定状況票	世帯の概要・緊急連絡先の備考欄の非開示部分	4(3)③, 4(4)⑥, 4(5)②イ
	問題点欄の1行目の1字目から15字目まで, 1行目の24字目から3行目の23字目まで及び5行目の3字目から15字目まで	4(3)④, 4(5)②エ
H12. 11. 15	非開示部分	4(3)④, 4(5)②エ
H12. 11. 20	2行目から4行目まで及び10行目	4(3)③, 4(4)⑥, 4(5)②イ
H12. 11. 21	2行目	4(4)⑥, 4(5)②イ
H12. 12. 14	2行目	4(3)③, 4(5)②イ
平成13年度 処遇方針策定状況票	世帯の概要・緊急連絡先の備考欄の非開示部分	4(3)③, 4(4)⑥, 4(5)②イ
	問題点欄の2行目の17字目から4行目まで	4(3)④, 4(5)②エ
H13. 6. 6	7行目から8行目	4(4)⑤
H13. 8. 14	非開示部分	4(5)③ウ(7)
H13. 9. 18	2ページ目11行目から16行目	4(4)⑤
H13. 10. 30	非開示部分	4(3)④, 4(5)②エ
H13. 11. 16	非開示部分	4(3)③, 4(5)②イ 4(5)③エ, オ
H14. 4. 12	非開示部分	4(5)③エ, オ
H14. 4. 24	3行目から6行目まで, 12行目の1字目から3字目まで, 20行目から24行目まで及び2ページ目の4行目の1字目から5字目まで	4(3)③, 4(4)⑥, 4(5)②イ

ケース記録の日付	実施機関が非開示とした部分のうち、開示すべき部分	審議会の判断の記載箇所
平成 14 年度 処遇方針策定状況票	その他の状況欄の非開示部分	4 (3)③, 4 (4)⑥, 4 (5)②イ
	自立の為の将来展望欄の 2 行目から 3 行目まで	4 (3)④, 4 (5)②エ
	自立阻害要因・問題点等欄の 2 行目から 3 行目の 19 字目まで。	4 (3)④, 4 (5)②エ
H16. 1. 7	3 行目から 4 行目まで, 8 行目から 10 行目まで, 16 行目及び 18 行目から 19 行目まで	4 (3)③, 4 (4)⑥, 4 (5)②イ
平成 16 年度 処遇方針策定状況票	その他の状況欄の非開示部分	4 (3)③, 4 (4)⑥, 4 (5)②イ
	自立阻害要因・問題点等欄の 1 行目及び 4 行目	4 (3)④, 4 (5)②エ, オ
H16. 10. 5	非開示部分	4 (5)③ウ(7), 4 (5)③カ
H17. 1. 6	3 行目から 4 行目まで	4 (4)⑥, 4 (5)②イ
H17. 1. 12	3 行目	4 (3)③, 4 (5)②イ
H17. 1. 18	3 行目	4 (3)③, 4 (5)②イ
H17. 2. 21	非開示部分	4 (5)③カ
平成 17 年度 処遇方針策定状況票	その他の状況欄の非開示部分	4 (3)③, 4 (4)⑥, 4 (5)②イ
	自立阻害要因・問題点等欄の 1 行目及び 4 行目	4 (3)④, 4 (5)②エ, オ
H17. 8. 18	非開示部分	4 (5)③ウ(7)

※ 1 数字は、桁数にかかわらず 1 文字として計算している。

※ 2 句読点、括弧等の記号は、文字数に含めない。